

* 2022 年度予備試験民法

〔設問 1〕

【事実】 1 から 6 までを前提として、次の問いに答えなさい。

(1) B が塗料 α による再塗装を求めたが、A がこれを拒絶した場合において、B は、A に対して、本件請負契約に基づく報酬の減額を請求している。B の請求が認められるか、

【事実】 6 に留意しつつ論じなさい。

Q α ではなく β の塗料を使ったことが契約不適合に当たるか

* 契約不適合責任

民法

(有償契約への準用)

第 559 条 この節の規定は、売買以外の有償契約について準用する。ただし、その有償契約の性質がこれを許さないときは、この限りでない。

(買主の追完請求権)

第 562 条 引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、買主は、売主に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、売主は、買主に不相当な負担を課するものでないときは、買主が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項の不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買主は、同項の規定による履行の追完の請求をすることができない。

(買主の代金減額請求権)

第 563 条 前条第一項本文に規定する場合において、買主が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、買主は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、買主は、同項の催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 売主が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、売主が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、買主が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 第一項の不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買主は、前二項の規定による代金の減額の請求をすることができない。

※準用規定を忘れずに！

買主の代金減額請求権の要件

- ① 引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであること
- ② 売主が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したこと
- ③ 買主の責めに帰すべき事由がないこと

* 「目的物」の「品質」に関する「契約の内容」は、契約当事者が特に合意した内容及び取引上の社会通念に照らして判断される。

* 「【事実】 6」との関係→客観的に価値が上がっている場合も請求が認められるか？

(2) Aが塗料 α による再塗装を行う旨の申入れを行ったが、Bがこれを拒絶した場合において、B は、A に対して、再塗装に要する費用を損害としてその賠償を請求している。Bの請求が認められるか論じなさい。

債務不履行に基づく損害賠償請求

(買主の損害賠償請求及び解除権の行使)

第564条 前二条の規定は、第四百十五条の規定による損害賠償の請求並びに第五百四十一条及び第五百四十二条の規定による解除権の行使を妨げない。

(債務不履行による損害賠償)

第415条 債務者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、債権者は、次に掲げるときは、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。

- 一 債務の履行が不能であるとき。
- 二 債務者がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 債務が契約によって生じたものである場合において、その契約が解除され、又は債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。

* 売主は追完する旨説明→追完請求を拒否したことは損害賠償請求に影響を及ぼすか？

* 減額請求と追完請求との関係性から、損害賠償をするときにどのような要件が必要となるか検討

→追完請求の優位性

〔設問2〕

【事実】 7 か 11 までを前提として、【事実】 11 において F が援用する乙不動産の取得時効の成否について論じなさい。

* 時系列をしっかりと確認してみましょう

(所有権の取得時効)

第162条 二十年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その所有権を取得する。

2 十年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その占有の開始の時に、善意であり、かつ、過失がなかったときは、その所有権を取得する。

(占有の性質の変更)

第185条 権原の性質上占有者に所有の意思がないものとされる場合には、その占有者が、自己に占有をさせた者に対して所有の意思があることを表示し、又は新たな権原により更に所有の意思をもって占有を始めるのでなければ、占有の性質は、変わらない。

(占有の態様等に関する推定)

第186条 占有者は、所有の意思をもって、善意で、平穩に、かつ、公然と占有をするものと推定する。

2 前後の両時点において占有をした証拠があるときは、占有は、その間継続したものと推定する。

(占有の承継)

第187条 占有者の承継人は、その選択に従い、自己の占有のみを主張し、又は自己の占有に前の占有者の占有を併せて主張することができる。

2 前の占有者の占有を併せて主張する場合には、その瑕疵をも承継する。

<押さえるべきポイント>

*Dによる占有は他主占有→時効期間の算定には使えない

*相続人が新たな占有の意思を持って占有を開始したと言えるかどうか、言えるとしたらいつからか

→相続が包括承継であることから外形的客観的にみて独自の所有の意思に基づくと解される事情が必要

<取得事項の要件>

①20年間

②所有の意思を持って

③平穩にかつ公然と

④他人の物を占有した

以上